**⑪「外国人の入浴おことわり！？」**

**～平等権、人種差別～**

|  |
| --- |
| ●主に対応する学習指導要領 公民的分野 |
| 内容C　私たちと政治(1)人間の尊重と日本国憲法の基本的原則ア(ｱ)　人間の尊重についての考え方を、基本的人権を中心に深め、法の意義を理解すること。 |
|  |
| ●主に対応する帝国書院公民教科書 単元名・対応ページ |
| 部 | 章 | 節 | ページ |
| 第2部政治 | 第1章日本国憲法 | 第2節基本的人権の尊重 | p.45-48 |

**第Ⅰ部　指導案**

**１　授業のねらい**

（１）　近年増加している日本で生活をする外国人を事例に取り上げ、平等権について理解を深める時間とします。グローバル化が進んだ結果、日本には288万5904人の外国人が生活しています。（2020年6月末 外国人登録者数　法務省）

　　　　「グローバル化」というと日本から外国へ出ていくことに目を向けがちですが、この授業では日本国内における外国人と生活を共にする場面に目を向けさせます。外国人とは生活文化が異なるために、日常生活ですれ違いが起きることがあります。その中には、人種差別のような平等権を侵害するケースもあります。

　　　　そこで、今回は町営公衆浴場における外国人の入浴拒否の問題を取り上げ、人権問題について考えます。

（２）　展開④では、外国人の入浴のマナーを改善するための工夫を考えます。憲法や条約などの法的拘束力とは別に、我々市民ができる共生の方法を考えさせます。生活文化の違いを乗り越える工夫を考えさせるようにします。

（３）　工夫を考える際には、「日本人ならわかることでも、外国人には伝わりにくい」ことがあることを念頭におきます。あいさつをするときに、日本ではおじぎをしますが、外国人はどうでしょうか。文化の違いを乗り越える具体的な方法の一つとしては、ピクトグラムがあります。言葉ではなく、絵で示すことで意味が伝わりやすいように工夫したものです。

**２　生徒に身につけさせたい法教育的な見方・考え方**

この授業を通して生徒に身につけてほしい力は、次のようなものです。

①　平等権を保障する法的根拠を憲法や条約などから確認できる。

②　区別と差別の違いは合理性の有無にあることに気づき、合理性のない差別は認められないことを理解できる。

③　法的拘束力とは別に、市民の工夫によって、生活上のトラブルを解決することができることに気づく。

**３　指導計画**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 学習活動 | 指導上の留意点 |
| 導入 | ・憲法第14条1項で人種差別が禁止されていることを確認する。 | ・差別禁止の法的根拠を確認する。 |
| 展開 | ・区別と差別の違いは何か考える。・事例の問題点を探し出す。・二つの立場の主張を読み、どちらの立場を選択するかを理由とともに考えさせる。・資料（２）の町営公衆浴場が迷惑している問題の解決策を考える。 | ・合理的な区別と不合理な差別の違いを理解させるが、深入りしない。・生徒に発問し、発言させる形式で教師が板書にまとめるなどする。・根拠を明確にしながら立場を選択するように作業前に指示をする。・生活上のトラブルを解決するための方策を考える。 |
| まとめ | ・国際人権規約や人種差別撤廃条約、憲法第14条などにより、人種差別は禁止されていることを確認する。・これからの国際社会を生きる一員としての心がまえを問いかける。 | ・国内にとどまらず、国際的に求められる人権感覚であることを、条約をもとに確認する。・生活文化の異なる外国人と生活を共にするにはお互いの歩み寄りが必要であることを伝える。 |

**４　評　価**

|  |
| --- |
| **観点別評価** |
| **○知識・技能**・事例を通して、憲法１４条や、国際人権規約などの法令を読み、実際の生活に結び付けて考えることができたか。 |
| **○思考・判断・表現**・自分の意見や考えを、相手との対話を通して、根拠をもって述べることができたか。 |
| **○主体的に学習に取り組む態度**　・平等と差別、合理的な区別や配慮などについて、生活場面を思い浮かべて学習に取り組んでいる。 |

|  |
| --- |
| **主体的に学習に取り組む態度をみとる具体的な生徒の姿の例** |
| **○B規準の例**・事例についての自らの考えを対話を通して整理している。 |
| **○A規準の例**・自分の行動で、課題の改善をはかる必要がある事柄に気づき、そのことを自分の学習全体の中で振り返ることができている。 |

**第Ⅱ部　ワークシート**

**「外国人の入浴おことわり！？」**

**～平等権、人種差別～**

　　組　　番 名前

|  |
| --- |
| １　憲法を確認しよう。（　　）に当てはまる言葉を考えよう。　　　【日本国憲法　第14条 第1項】すべて国民は、法の下に平等であって、（　　　　）、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、（　　　　）されない。 |
| ２　区別と差別の違いはなんだろう　【合理的な区別と不合理な差別】次の①～⑤のケースを読んで、合理的な区別（＝認められる）に○、不合理な差別（＝認められない）に×をつけてみよう。1. 生徒との個人面談で、面談時間を一般生徒は10分間、日本語の苦手な外国人の生徒は20分間とした。
2. ある町の図書館では、毎週水曜日をレディース・デーとし、女性のみ入ることができるようにした。
3. 県庁の職員は県庁所在地出身者のみ合格とした。
4. 町営公衆浴場に「赤ちゃんの入場をおことわりします。」というはり紙がされていた。
5. 町営公衆浴場に「外国人の入場をおことわりします」というはり紙がされていた。
 |
| ３　資料（１）事例　の問題点をみんなで考えてみよう。（みんなの発言を書きとめよう。） |
| ４　資料（２）立場ごとの主張　の立場１：＜入浴拒否された人たちの主張＞と立場２：＜町営公衆浴場Ｂの主張＞を読み、どちらの主張があなたの考えに近いか、自分の立場を選択し、選んだ根拠を書いてみよう。 |
| ５　資料（２）の立場２にある問題はどのようにしたら、解決できるだろうか。解決策を考えて　みよう。 |

**資料（１）事例**

　　外国人ＸさんがＡ町の町営公衆浴場Ｂに行った際、「外国人の入浴おことわり」の掲示物を見かけました。入店し、入浴しようとしたところ、店員に「外国人のお客様はおことわりしています。」と言われ、入浴を拒否されました。

　　外国籍から帰化して日本国籍を取得したＹさんは、この話を聞いて町営公衆浴場Ｂに出かけ、入浴しようとしたところ、店員に入浴を拒否されました。身分証を見せ、自分は日本国籍であることを証明しましたが、「見た目が外国人なので」と言われ、入店を拒否されました。

✂　　　　　　　　　　　　　　　　　　き　り　と　り

**資料（２）立場ごとの主張**

|  |  |
| --- | --- |
| 立場１　＜入浴拒否された人たちの主張＞ | 立場２　＜町営公衆浴場Ｂの主張＞ |
| * 町営公衆浴場Ｂが外国人の入浴を一律に拒否する

のは、人種差別にあたる。* 人種差別によって名誉を傷つけられた。
* Ａ町が町営公衆浴場Ｂの外国人入浴拒否を禁止し

ないのは、違法だ。* マナー違反した人々は、マナーを理解していない

だけで、悪意はない。説明を受ければしっかりできる。* 日本人だってマナーの悪い人はいるではないか。
 | 　・開店当初は外国人の入浴拒否をしていなかっ た。　・例えば、外国人の入浴マナーが悪く、迷惑しているお客がいる。土足のまま入店する。浴室に酒を持ち込み飲酒する。大声で騒ぐ。身体にせっけんをつけたまま入浴する。湯船にとびこむ。・注意しようとしても言葉が通じない。・外国人の迷惑行為のために日本人の利用客が減っている。　・迷惑行為をやめさせるため、一律に外国人の入浴拒否をした。 |

**資料（３）人権に関する資料**

**国際人権Ｂ規約　　第26条**

　すべての者は、法律の前に平等であり、いかなる差別もなしに法律による平等の保護を受ける権利を有する。このため、法律は、あらゆる差別を禁止し及び人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治的意見その他の意見、国民的若しくは社会的出身、財産、出生又は他の地位等のいかなる理由による差別に対しても平等のかつ効果的な保護をすべての者に保障する。

\

**第Ⅲ部　弁護士からのアドバイス**

１　これは、外国籍のXさん、そして、帰化して日本国籍をもつが、人種の異なるYさんが、町営公衆浴場に入れてもらえないという事例です。中学生でもすぐに、差別の問題であり、憲法・人権でいえば、平等権（第14条）の問題だと気がつくでしょう。
　しかし、法律家は、平等の問題を考える前に、Xさんは、外国人なので「そもそも外国人に人権が認められるか。」ということを考えます。なぜなら憲法第3章が「国民」の権利及び義務となっているため、条文の文言上は、憲法で認められる人権は、日本国民のみに認められるようにも読めるからです。
　この点、人権というのは、アメリカ合衆国独立宣言や、フランス人権宣言にあるように、人が生まれながらにしてもっている普遍的なものであることから、外国人にも人権は、性質上可能な限り認められると考えられています。
　（一方で、国政の選挙権などは、性質上、日本国民にのみ認められる人権と考えられています。）

２　それでは、平等権（憲法第14条）については、外国人にも認められるでしょうか。
　「自由・平等」とよく言われるように、平等権は、人権の中でも最も基本的なものであって、法の下の平等を定めた憲法第14条1項の趣旨は、特段の事情の認められない限り外国人にも及ぶと考えられます。
　ここまでで、外国人にも平等権が認められることがわかりました。

３　つぎに、平等とは、どういう意味でしょうか。平等とは、各人の事実上の相違を度外視して、全く同じに取り扱うこと（絶対的平等）なのでしょうか。
　出生・性別・資質・年齢・財産・職業など事実的、実質的な個人差があるにもかかわらず、これを無視して形式的に同一の取り扱いをすることはかえって、人格的な価値の不公正を招きます。
　憲法第14条1項の要請は、事柄の性質に即応した合理的な区別は許され、不合理な差別的取扱いをすることを禁止する趣旨です。
　法律学では、この後、合理的な区別か不合理な差別かを判断する基準を検討することになります。この点は、学説も多岐にわたり、中学生から理解するのも困難なので、概ね、①取扱いの区別をする目的が正当か、②目的達成のため区別する取扱い方法が合理的かどうかで判断すると考えればよいでしょう。
　ただし、現在、多くの憲法学説では、憲法第14条1項後段に列挙されている「人種、信条、性別、社会的身分又は門地」による差別は、歴史的に特に問題になったものであり、これらによる差別は原則不合理なのであって、必要最小限でなければならないと考えられています。
　不合理な差別として違憲となった実際の事例は、尊属殺重罰規定違憲判決（最高裁判所判決昭和46年4月4日）が有名です。刑法という法律で、尊属（親や祖父母）を殺害した場合の法定刑は死刑と無期懲役のみであり、通常の殺人事件（当時の法定刑は、死刑、無期懲役、３年以上の懲役）より極端に重い刑が定められていました。この規定は、①尊属に対する尊重報恩は、社会生活上の基本的道義であり、その目的は、正当であるといえるが、②刑が死刑と無期懲役しかないということは、その目的達成のための手段として必要な限度を遙かに超えており、著しく不合理な差別的取扱いであり、憲法14条1項に違反し違憲無効だとされました。

４　本件の町営公衆浴場入浴拒否事件について、町営公衆浴場Bの行為は違憲（平等権を侵害する）となるでしょうか。
　本件入浴拒否は、「外国人の入浴おことわり」というはり紙がしてあったのであるから、国籍による区別のようにもみえます。しかし、外見上国籍の区別ができない場合もあることや、Yさんについては、日本国籍を取得しているのに拒否されていることからすれば、実質的には、日本国籍の有無という国籍による区別ではなく、外見が外国人にみえるという、人種、皮膚の色に基づく差別であると認められます。すると、憲法第14条1項後段に列挙されている「人種」による区別ですから、不合理であると考えられます。そこで①取扱いの区別をする目的が正当か、②目的達成のために必要最小限の区別的取り扱いかどうかで判断します。
　①誰でも入れるべき公衆浴場といえども、他の利用者に迷惑をかける利用者に対しては、利用を拒否し、退場を求めることが許されるのは当然です。そう考えると利用マナーが極めて悪く、注意しても従わない、あるいは、言葉が通じないため注意することが出来ない人達に利用させないようにする取扱いの区別の目的は一応正当とも思えます。
　しかし、②Bは公営の公衆浴場であり、公衆衛生の維持向上のためのものであって、公共性の高い施設です。そして、その利用者は、相応の料金の負担により、家庭の浴室にはない快適さを伴った入浴をし、清潔さを維持することができるのであり、公衆浴場である限り、希望する者は、国籍、人種を問わず、その利用が認められるべきです。
　したがって、Bは、入浴マナーに従わない者に対しては、入浴マナーを指導し、それでも入浴マナーを守らない場合は、警察等の協力を要請するなどして、マナー違反者を退場させるべきであり、また、入場前から酒に酔っている者の入場や酒類を携帯しての入場を断るべきでした。確かに、これらの方法の実行が容易でない場合があることは否定できませんが、公衆浴場の公共性に照らすと、Bは、可能な限りの努力をもって上記方法を実行すべきであったといえます。そして、その実行が容易でない場合があるからといって、安易にすべての外国人の利用を一律に拒否するのは明らかに合理性を欠き、必要最小限とは到底いえません。しかも、入浴を希望したX・Yについては、他の利用者に迷惑をかけるおそれは全くうかがえなかったものです。したがって、外国人一律入浴拒否の方法によってなされた本件入浴拒否は、不合理な差別であり、憲法違反となります。

５　さて、本件の事案は、小樽市で実際に起きた事例をもとに作成しました（札幌地方裁判所判決平成14

年11月11日）。本件と実際の事案の違うところは、入浴拒否をした公衆浴場が公営ではなく、民間の経営であった点です。民間の経営であったため、日本人の利用客が減り、これにより経営に悪影響があるという公衆浴場側の財産権の保障・営業の自由も問題となりました。

また、実際の事案では、小樽市は、国際交流関連団体連絡会議、外国人入浴拒否問題検討会議等を開催して本件入浴拒否等の問題を検討し、外国人向けの入浴マナーを記載したチラシを市内の船舶代理店及び免税店に配布し、外国人一律入浴拒否をしていた公衆浴場経営者に対してこれを取り止めるよう指導・要請するなど、本件入浴拒否等の問題解決に向けてさまざまな施策を行っていました。これらの点から、実際の事案では、民間の公衆浴場については、入浴拒否については、損害賠償請求が認められ、小樽市については、その責任が否定されています。
　今回の授業で、この問題について、人種による差別だからダメ、と結論だけ覚えるというのでは、法教育としてあまり意味がありません。
　今後、国際化がますます進展していくにつれて、様々な文化的背景や価値観をもった人々の間での交渉が日常化、今まで以上に、このようなトラブルが増えてくるでしょう。
　そのような文化や価値観の違いによるトラブルの解決のために透明なルールも重要ですが、お互いの違いを尊重しながら精一杯の工夫をして、それを乗り越えていく視点もとても重要です。本件では、日本人から見れば、マナーを守っていないと思える外国人の入浴方法も、そもそも、その国には、公衆浴場というものが無かったり、あってもマナーが異なったりするため、単に日本の入浴のマナーを知らないだけかもしれません。例えば小樽市がとった方法のように、入浴マナーを分かりやすいイラスト入りで記載したチラシを配って入浴マナーを知ってもらい、日本の入浴の文化を尊重してもらうように働きかけるというのはとてもよいアイディアだと思われます。

【参考】

**国際人権Ｂ規約**

第26条

すべての者は、法律の前に平等であり、いかなる差別もなしに法律による平等の保護を受ける権利を有する。このため、法律は、あらゆる差別を禁止し及び人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治的意見その他の意見、国民的若しくは社会的出身、財産、出生又は他の地位等のいかなる理由による差別に対しても平等のかつ効果的な保護をすべての者に保障する。

**人種差別撤廃条約（あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約）**第5条
　第2条に定める基本的義務に従い、締約国は、特に次の権利の享有に当たり、あらゆる形態の人種差別を禁止し及び撤廃すること並びに人種、皮膚の色又は民族的若しくは種族的出身による差別なしに、すべての者が法律の前に平等であるという権利を保障することを約束する。

（中略）
（ｆ）輸送機関、ホテル、飲食店、喫茶店、劇場、公園等一般公衆の使用を目的とするあらゆる場所又は

サービスを利用する権利

第**Ⅳ部　授業づくりのポイント**

**１　ねらいをはっきりさせましょう**

1. 平等権が認められていることを憲法や条約により確認する。

生徒には「人種差別はいけない」という感覚がありますが、「なぜいけないのか」と言われると答えに窮します。そこで、憲法第14条を示し、根拠をもとに考えるようにさせます。

1. 区別と差別の違いは、合理性の有無にあることに気が付く。

平等権の授業の際に、差別と区別の違いを確認しておくことが必要です。今回は、導入の一環として、○×クイズ形式になっています。詳しく話し合いを始めると、これだけで1回の授業が終了するほど、生徒の中で意見が飛び交うことが予想されます。今回の授業案では後半に重点を置いていますので、導入のような扱いで確認をしたいところです。

1. 事例をもとに、立場の違いをふまえて、自分の立場について根拠を考え、選択する力を養う。

公衆浴場に入店・入浴を拒否された方の立場、公衆浴場を運営する側の立場について、自分がその立場であったらどのような対応をするかを考えさせましょう。その際に、なぜ自分がその立場を選択したのか根拠を明確にさせます。「なんとなく」といった感覚でとらえるのではなく、文章で表現して、論理的に物事を考えさせましょう。

　 ④外国人との共生で、お互いが快適に生活できる環境づくりのための工夫について考える。

この授業案で、最も重点をおいているのがこのねらいです。差別問題に発展するような文化の違いからくる、すれ違いは多くあります。そういった問題を解決するには、憲法や法律によらなくとも、自分たちの力で改善できる手立てを考えてほしいという願いがあります。この事例のもととなった実際の裁判では、市役所が「ちがい」を乗り越えるための手立てをいくつも実行しています。自分たちの工夫次第で、トラブルを回避できるということに考えが至ってほしいところです。

　　　　具体的には、絵入りのポスターやチラシの作成や、入浴マナー講習会の開催などのアイディアが考えられます。

**２　指導の工夫をしましょう**

　　学習指導要領公民的分野の内容C（1）「人間の尊重と日本国憲法の基本的原則」での取り扱いとなります。内容の取扱いでは、「日常の社会生活と関連付けながら具体的事例を通して」理解を深めることが求められています。

**３　授業の進め方**

　**〈　導　入　〉**

ワークシートや教科書をもとにして、憲法の条文について確認します。

　**〈　展　開　〉**

１　○×クイズで合理的な区別と不合理な差別を考えさせることは簡潔にとどめます。分けるこ

とは全て間違っているのだという決めつけに陥らないように注意をうながしましょう。

　　　　　　　　① ○（通訳や筆談など、時間がかかることが予想され、合理性であるといえます）

　　　　　　　　② ×（町営の図書館であることと、女性のみ入ることができるという制限が合理性を欠

　　　　　　　　　　　きます）

　　　　　　　　③ ×（出身地による差別であり、合理性を欠きます）

　　　　　　　　④ ○（赤ちゃんは自分の意思で排便をコントロールできないので、衛生面から合理的で

　　　　　　　　　　　あるといえます）

　　　　　　　　⑤ ×（外国人差別であり、合理性を欠きます）

　　　　２　資料（１）事例　の部分を切り取っておき、生徒に配付します。資料（２）立場ごとの主張　のそれぞれの立場の主張を先に配ってしまうと、事例の問題点を探すときのヒントとなってしまい、生徒の自由な思考が制限されてしまいます。生徒に事例を読ませ、クラス全体で意見を発言させ、板書したものをワークシートの３「資料（１）事例の問題点をみんなで考えてみよう。」のところに、記入させます。

　　　　３　切り取りの残った部分となる資料（２）・資料（３）を渡します。資料（２）の入浴拒否をさ

れた人の主張と町営公衆浴場の主張を生徒に読ませ、自分ならどちらの立場を支持するか、根

拠とともに書かせます。何人かに発表させて、どういう点で対立しているのか、クラスのみん

なで確認をさせましょう。

　　　　４　外国人との共生で生じる、文化の違いによるトラブルをどのように改善するかについて、時間

をかけて考えさせます。

　　　　　　　　解答例：○絵入りのポスターを作成し、日本語がわからない人でもわかりやすいよう

　　　　　　　　　　　　　に工夫をする

　　　　　　　　　　　　○入浴方法のポスターを多言語で作成する

　　　　　　　 ○日本人でもマナーの悪い人はいるので外国人だけでなく、日本人にもわか

 るようにする　など

　　　　　　自分たちの力で状況を改善できるということが大切です。

**〈　まとめ　〉**

「すれ違いをなくすための『工夫』が、外国人差別を解消することにつながる」とまとめます。

**※クラスに、外国籍や外国につながる仲間がいることも多いでしょう。その場合は、慎重にていね**

**いに学習をすすめることも必要です。**